第94期
定時株主総会
招集ご通知

日時

平成30年６月27日（水曜日）
午前10時

場所

久留米市諏訪野町2456番地の１
当行本店３階大会議室

目　次

第94期定時株主総会招集ご通知 …… 1
（添付書類）
事業報告 …… 3
計算書類 …… 29
連結計算書類 …… 33
監査報告書 …… 36
株主総会参考書類 …… 40
第１号議案　剰余金の処分の件 …… 40
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件 …… 41
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件 …… 47
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 51

株式会社 筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉
平成30年６月７日

株　主　各　位

久留米市諏訪野町2456番地の１
株式会社 筑邦銀行
代表取締役頭取　佐　藤　清一郎

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当行第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送をお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　久留米市諏訪野町2456番地の１
　当行本店３階大会議室
３．目的事項

報 告 事 項
１．第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
２．第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提示くださいますようお願い申しあげます。
2．本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第17条に基づき、当行ホームページ（http://www.chikugin.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている計算書類および連結計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
3．株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（http://www.chikugin.co.jp/）に掲載いたしますので、ご了承ください。

（ 添 付 書 類 ）

第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（銀行の主要な事業内容）

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

（金融経済環境）

当事業年度のわが国経済は、政府の経済対策などから企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復の動きが続きました。また、海外経済も好調な米国経済を反映して総じて緩やかな回復が続きました。

金融情勢については、欧・米の中央銀行が金融緩和政策の出口へと向かう一方、国内では日本銀行による超低金利政策が継続されました。米国トランプ政権の政策運営、北朝鮮をめぐる地政学リスクなど種々の不安定要因が意識され、金融・為替市場では先行きに対する不透明感が続きました。当事業年度末には、長期金利の指標である新発10年物国債利回りは0.0％台、ドル円相場は106円台、日経平均株価は21,400円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、個人消費や生産は緩やかに回復しており、雇用情勢は改善が続いていることから全体的には緩やかに回復しましたが、中小企業の景況感は依然として厳しい状況が続きました。

（事業の経過及び成果）

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

地域密着型金融の高度化

福岡県と「福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業」に係る連携と協力に関する協定を締結しました。同協定は、取引先企業が事業展開に必要となる技術開発、販路開拓、海外展開などに精通した人材を確保するための支援を目的としております。昨年11月には、同連携の一つとして、企業における人材活用方法を紹介するセミナーを開催しました。

福岡県八女市と同市の経済振興に寄与することを目的に包括連携協定を締結しました。同協定に基づき同市の地域経済活性化に資する取組みとして、同市と相互に連携して八女里山賃貸株式会社が行う「地方創生に向けた賃貸住宅の建設」に協力しております。また、福岡県柳川市と同市の移住・定住希望者に対する支援を行い、地域の復興に寄与することを目的に連携協定を締結しました。

福岡証券取引所と「地域における企業の株式上場に向けた成長支援に関する協力協定」を締結しました。同協定は、当行と福岡証券取引所が相互に連携・協力することにより、地域企業の株式上場に向けた成長支援の取組みを効果的に進め、地域経済の活性化を実現することを目的としております。

本年２月には、福岡労働局と相互に密接に連携・協力して福岡県内の働き方改革を推進していくことを目的に「働き方改革に係る包括提携に関する協定」を福岡県内の金融機関で初めて締結しました。

九州の農業フィンテックベンチャーであるテラスマイル株式会社と農業経営者向け支援サービスに係る包括営業連携契約を締結しました。同社と株式会社エムスクエア・ラボが、共同で開発したAIによる営農支援システム「RightARM（ライトアーム）」を活用し、農業経営者の皆さまへのプロフェッショナルサービスに取組んでまいります。また、この連携は、金融と農業フィンテックベンチャーによる九州初の農業フィンテックの取組みとなります。

久留米工業大学と筑後地域における地域創生を目的とした教育・研究事業に関する包括的な連携協定を締結しました。同協定は、地域創生を着実に推し進めるべく、地域企業が求める人材の育成や新たな雇用の場作り、農業分野における課題解決に向けた連携など、相互の特性を活かした取組みを行います。

お客さまの利便性を高めるため、「ちくぎんWeb口座振替受付サービス」の取扱いを開始しました。また、磁気ストライプを強化し、磁力の影響を受けにくい新通帳「Hi-Co通帳」を導入しました。

岩手銀行、青森銀行、秋田銀行、山梨中央銀行、沖縄銀行及び株式会社アイシーエスがブロックチェーン技術を活用したサービスの実証実験を通じ、金融サービスプラットフォームの共同構築実現を目指し設立した「金融サービスプラットフォームコンソーシアム」へ参加しました。同コンソーシアムでは、将来的に当行及び提携先が金融サービスを共同提供することによりコストダウンを図り、お客さまが複数の金融機関や企業のデータを一括で管理可能となる最新技術の研究や知見の収集を通して、お客さまの利便性向上を目指していきます。

当行主催のフィンテックセミナー「オープン・イノベーションがもたらす未来」を開催しました。オープン・イノベーションを使った新しい金融サービスといえるフィンテックの登場が、経済活動にとどまらず、いわゆる経済格差や社会的貧困に対してもどのような変革をもたらすのかについて、フィンテック分野の第一線で活躍されている経営者を招いて講演いただきました。

株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの取扱いを開始しました。当行ホームページ等のWEBサイト上でSBI証券の証券総合口座開設のご案内を行います。お客さまは、WEBサイトを経由して証券総合口座を開設し、SBI証券が取扱うさまざまな金融商品・サービスを利用して、ご自身の投資プランに合わせた資産運用を行うことが可能となります。

株式会社エフアンドエムと顧客紹介業務の取扱いを開始しました。「ビジネスマッチング業務」の一環として、各種補助金等の申請支援を行っている同社に当行取引先等を紹介することにより、取引先等に対する課題解決支援を図ることを目的としています。

つみたてNISA（少額投資非課税制度）の購入申込受付を開始しました。当行では、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定し、お客さまの安定的な資産形成とお客さま本位の業務運営の徹底を図っております。

スマートフォンのコミュニケーションアプリ「LINE（ライン)」において、「LINE@」のアカウントを開設しました。「LINE」を通じて、キャンペーン情報や、お得なサービス情報を提供します。

「平成29年７月九州北部豪雨」により被災されたお客さまを支援するため、「災害特別融資」を実施しました。また、被災地への災害復興支援の一環として「平成29年７月九州北部豪雨災害復興支援定期」を発売しました。昨年12月には、同定期預金のお預け入れ総額の0.05％に相当する金額に、当行ならびに当行グループ役職員からの義援金と当行営業店の窓口に設置した募金箱への募金と合わせて、当行より被災地へ寄付いたしました。このほか、被災された方々の災害復旧を支援するため、当行行員より募ったボランティアを派遣し、福岡県朝倉市、大分県日田市で６回、計60名が活動しました。

コーポレートガバナンス

取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、更なるガバナンスの強化と業務執行に係る機動性の向上等を図る目的で、雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しました。

組織の見直し等

福岡エリアにおける重要な拠点としての位置付けを強化するため、「福岡支店」を「福岡営業部」に改組しました。また、福岡営業部内に新規事業所開拓拠点「福岡新規班」を設置しました。

当行の勘定系システムの運用開発を行ってきた「株式会社ちくぎん地域経済研究所」のシステム部門を発展的に分社独立させ、新たに「株式会社ちくぎんテクノシステムズ」を設立しました。

営業店舗等

営業店舗については、新設・廃止ともになく、店舗数は44か店と変動ありませんが、名島支店を千早支店内に、十三部支店及び上津支店を本店営業部内に、春日支店を大野支店内に、赤坂門支店を福岡営業部内に、くしはら支店を日吉町支店内に移転しました。店舗外現金自動設備については、５か所新設し２か所廃止しましたので39か所44台となりました。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金は、法人預金が増加したことなどから、期末残高は前年度末比141億円増加の6,797億円となりました。また、譲渡性預金は前年度末比50億円増加の132億円となりました。

貸　　出　　金

貸出金は、地元の中小・中堅企業や個人事業主を中心とした取引の拡大や、住宅ローンをはじめとした個人のお客さまの資金ニーズにお応えするなど積極的な営業活動に努めた結果、中小企業等向けなどの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比254億円増加の4,811億円となりました。

有　価　証　券

有価証券は、米国金利が上昇した場合の価格変動リスクや将来の期間損益への影響を考慮して、有価証券ポートフォリオのリバランスを図ったことなどから、期末残高は前年度末比232億円減少の2,066億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式の評価差益が増加し、投資信託の評価差損が減少したことなどから、前年度末比19億52百万円増加の90億21百万円の評価益となりました。

損　益　状　況

経常収益は、有価証券利息の減少により資金運用収益が減少しましたが、株式等売却益が増加したことなどから、前年度比９億32百万円増収の138億34百万円となりました。一方、経常費用は、不良債権の処理費用が減少しましたが、国債等債券売却損が増加したことなどから、前年度比４億97百万円増加の121億25百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比４億35百万円増益の17億９百万円となりました。

当期純利益は、経常利益が増益となったことなどから、前年度比２億40百万円増益の11億51百万円となりました。

（対処すべき課題）

当行は「中期経営計画2015」（計画期間2015年４月～2018年３月）において、「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」をスローガンとし、その実現のための諸施策に取り組んだ結果、最終年度の当期純利益の数値目標を達成するなど着実に成果をあげてまいりました。

また、本年４月より新たに「中期経営計画2018」（計画期間2018年４月～2021年３月）をスタートさせました。本計画では、前中期経営計画で掲げてきた「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」というスローガンを継承し、その実現のための基本方針を、「お客さま本位の徹底」、「地域創生への貢献」、「強靭な経営基盤の構築」とします。これにより、当行の収益力の強化を起点とした「お客さま・地域社会と共に成長・発展する好循環」という中期経営計画のビジョンを実現します。

この新しい中期経営計画に込めた思いは、当行グループの総力を結集し、これまで以上に地域と真摯に向き合い、多様化・高度化するお客さまの経営課題を共有し解決していくことが、地域金融機関である当行の使命であると考えます。また、前中期経営計画期間中には、当初想定できなかった日本銀行によるマイナス金利政策の導入や、金融と情報技術を融合した新たな金融サービスであるフィンテックがもたらす影響に直面しました。今後も想定される急激かつ不連続な環境変化に対して、強靭な経営基盤を構築するほか、これまでのやり方・考え方に捉われない新たな発想による様々な変革に取組む必要があると考えます。

地域創生への貢献に当っては、福岡に近いアジア各国の急速な経済成長力をいかに域内に取り込むかという視点が大切です。また、特に本店のある久留米市を中心とした福岡県南地域の持つ魅力ある資源（先進医療、医療観光、先進バイオ、６次化農業、伝統工芸、祭りと食と観光、子育てや教育環境に恵まれた住み易さ等）を活かしつつ、地域の豊かさをいかに次世代に引き継ぎ、さらなる発展に繋げていけるかが重要であると考えます。

そのためにも、地元企業、地方公共団体、大学等とともに、銀行が主体的に企画段階から構想に関わり、コンサルティング機能を発揮することが必要です。常にどうすれば地元経済の活性化に貢献できるかを第一に考え、ご融資のみならず、地域の活性化に繋がる様々な取組みを行ってまいります。自前での対応が難しい分野についても、当行グループ内での連携強化はもちろん、ネット証券やフィンテック企業とのアライアンスを通じた付加価値の高い金融サービスの提供に取組んでまいります。

当行は今後も、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地銀そのものが地方の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、堅実経営を遵守し、地域創生と地域経済の活性化に尽力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	**6,359**	**6,457**	**6,656**	**6,797**
定期性預金	3,043	3,062	3,032	2,889
その他	3,316	3,395	3,624	3,908
貸出金	**4,313**	**4,446**	**4,557**	**4,811**
個人向け	785	839	865	925
中小企業向け	3,019	3,078	3,163	3,358
その他	507	528	528	527
商品有価証券	**2**	**2**	**2**	**1**
有価証券	**2,389**	**2,537**	**2,298**	**2,066**
国債	965	888	672	509
その他	1,423	1,648	1,626	1,556
総資産	**7,266**	**7,471**	**7,584**	**7,826**
内国為替取扱高	**55,044**	**55,390**	**54,427**	**55,853**
外国為替取扱高	百万ドル **248**	百万ドル **271**	百万ドル **314**	百万ドル **358**
経常利益	百万円 **2,245**	百万円 **2,488**	百万円 **1,274**	百万円 **1,709**
当期純利益	百万円 **1,181**	百万円 **1,784**	百万円 **911**	百万円 **1,151**
1株当たり当期純利益	円 銭 **18 98**	円 銭 **28 87**	円 銭 **148 20**	円 銭 **189 04**

注 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．平成29年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しました。平成28年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	615人	657人
平均年齢	37年2月	37年0月
平均勤続年数	14年10月	14年9月
平均給与月額	309千円	306千円

注 1．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末	前年度末
久留米ブロック	17店（うち出張所　―）	17店（うち出張所　―）
東部ブロック	5店（うち出張所　―）	5店（うち出張所　―）
南部ブロック	6店（うち出張所　―）	6店（うち出張所　―）
福岡ブロック	15店（うち出張所　―）	15店（うち出張所　―）
東京支店	1店（うち出張所　―）	1店（うち出張所　―）
合計	44店（うち出張所　―）	44店（うち出張所　―）

注　上記のほか、店舗外現金自動設備を39か所（前年度末36か所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありませんが、名島支店を千早支店内に、十三部支店及び上津支店を本店営業部内に、春日支店を大野支店内に、赤坂門支店を福岡営業部内に、くしはら支店を日吉町支店内に移転しました。店舗外現金自動設備は福岡東出張所、合川町出張所、久留米南出張所、ちくし台出張所及び東櫛原出張所の５か所を新設し、西鉄久留米駅前出張所及び久留米駐屯地出張所の２か所を廃止しました。

ハ　銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	407

注　上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資123百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、123百万円であります。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
店舗用地の取得	12
事務機械等の新設、拡充、改修	271

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市合川町1490番地の9	事務受託業	昭和57年12月13日	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米ﾘｻｰﾁｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ6階	経済調査業	昭和63年1月30日	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リース業	昭和49年10月9日	百万円 20	% 49.2	
筑邦信用保証株式会社	久留米市日吉町16番地の22	保証業	昭和60年10月1日	百万円 30	% 5	
株式会社ちくぎんテクノシステムズ	久留米市百年公園1番1号	コンピュータ関連業	平成30年2月16日	百万円 20	% 70	

注　上記５社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社及び株式会社ちくぎんテクノシステムズは子会社に該当し、残りの３社は銀行法に基づく子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。

2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役）に関する事項
（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤　清一郎	取締役頭取(代表取締役)		
石井　智幸	取締役常務執行役員		
中野　慎介	取締役常務執行役員		
川原田　光展	取締役常務執行役員 (営業統括部長)		
執行　謙二	取締役上席執行役員 (総合企画部長兼総務部長)		
鶴久　博幸	取締役上席執行役員 (福岡営業部長兼赤坂門支店長)		
麻生　渡	取締役(社外取締役)		注1
龍　憲一	取締役(常勤監査等委員)		注2
赤松　乾次	取締役(監査等委員)		
立花　洋介	取締役(社外取締役監査等委員)	公認会計士	注1、3
神代　正道	取締役(社外取締役監査等委員)		注1
橋田　紘一	取締役(社外取締役監査等委員)		注1
（当年度中に退任した役員）			
東　暢昭	常務取締役		平成29年6月28日退任

注 1．麻生渡氏、立花洋介氏、神代正道氏及び橋田紘一氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2．取締役龍憲一は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
3．立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。
5．当行は、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、平成29年６月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏名	役名	職名
松田　裕次	上席執行役員	ソリューション事業部長
金子　末見	上席執行役員	本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長
池部　晋	上席執行役員	資金証券部長
藤﨑　勇一郎	上席執行役員	人事部長
靏久　健一郎	執行役員	日吉町支店長兼くしはら支店長
石橋　智行	執行役員	博多支店長
大野　斉	執行役員	融資部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取締役（監査等委員を除く）	8人	123（29）
取締役（監査等委員）	5人	39
計	13人	162（29）

注 1．上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価18百万円を支給しております。
2．役員賞与金は該当ありません。
3．報酬等の金額は、（　）内に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額を内書きで記載しております。
4．支給人数には、平成29年６月定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
5．株主総会で定められた報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額６百万円以内、年額72百万円以内であります。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
麻生　渡	会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立花　洋介	
神代　正道	
橋田　紘一	

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻　生　　渡	3年9月	取締役会 17回開催中16回出席	知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立　花　洋　介	4年9月	取締役会 17回開催中17回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
神　代　正　道	3年9月	取締役会 17回開催中17回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。
橋　田　紘　一	1年9月	取締役会 17回開催中15回出席 監査等委員会 14回開催中13回出席	企業経営の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	16	—

注　役員賞与金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4．当行の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

（1）株式数　　発行可能株式総数　12,000千株
発行済株式の総数　6,249千株(自己株式155千株を含む)

注　平成29年10月１日付で、普通株式10株を１株とする株式併合を実施しております。

（2）当年度末株主数　　2,796名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
筑邦銀行従業員持株会	250	4.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	200	3.28
株式会社佐賀銀行	175	2.87
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　九州電力口再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	161	2.64
久光製薬株式会社	140	2.31
西日本鉄道株式会社	138	2.27
株式会社みずほ銀行	137	2.24
株式会社安川電機	136	2.24
株式会社九電工	134	2.21
株式会社西日本シティ銀行	133	2.19
計	1,608	26.40

注　1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2．持株比率は、自己株式（155,714株）を控除して計算しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　締　役 （監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(1) 新株予約権の割当日 平成23年７月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　4,550株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成23年７月29日から平成53年７月28日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	２名
	(1) 新株予約権の割当日 平成24年７月24日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　7,700株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成24年７月25日から平成54年７月24日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	３名
	(1) 新株予約権の割当日 平成25年７月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　9,010株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成25年７月31日から平成55年７月30日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	３名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　締　役 （監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(1) 新株予約権の割当日 平成26年７月29日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　10,250株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成26年７月30日から平成56年７月29日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	４名
	(1) 新株予約権の割当日 平成27年７月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　11,230株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成27年７月29日から平成57年７月28日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	５名
	(1) 新株予約権の割当日 平成28年７月26日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　11,930株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成28年７月27日から平成58年７月26日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	５名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　締　役 （監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(1) 新株予約権の割当日 平成29年８月１日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　14,610株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成29年８月２日から平成59年８月１日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	６名
社外取締役 （監査等委員であるものを除く。）	―	―
監査等委員である取締役	―	―

注　平成29年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
執 行 役 員	(1) 新株予約権の割当日 平成29年８月１日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　6,830株 (3) 権利行使価格（１株当たり） １円 (4) 新株予約権の行使期間 平成29年８月２日から平成59年８月１日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	７名

注　平成29年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

6．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任監査法人　トーマツ 指定有限責任社員　本野　正紀 指定有限責任社員　岡部　麻子	34	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。

注　当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。

（2）責任限定契約

該当ありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8．業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。

この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

（1）当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づける。

② 「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取組む。

③ 「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証する。

④ 法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図る。

⑤ 「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。

⑥ 財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。

⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。

（2）当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証する。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部をリスク管理の統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備する。

② 「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討する。

③ 内部監査部門である監査部は、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。

④ 「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備する。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 効率的な経営を確保するための体制として、取締役及び執行役員は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、部長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行う。

② 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行する。

(5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理する。

② 内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。

（イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

ⅰ 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。

ⅱ 定期的に当行、及び子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとする。

（ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図る。

（ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ　子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。

ⅱ　子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図る。

（ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図る。

ⅱ　「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。

(6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要があると監査等委員が認めた場合には、担当者を置くこととする。

(7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会職務を補助すべき使用人は、監査等委員会職務の補助業務の専従者とすることとし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と人事部の協議事項とする。

(8) 次に掲げる体制その他の当行監査等委員会への報告に関する体制

(イ) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が当行監査等委員会に報告するための体制

ⅰ　監査等委員が取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の稟議書、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査等委員に回覧する。

ⅱ　「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口に監査等委員会を配し、当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。

(ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制

ⅰ　当行の内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査等委員会に状況の報告を行う。

ⅱ　子会社の監査役が、当行監査等委員会に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築する。

ⅲ　「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記する。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用、又は債務について、職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

（11）その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査等委員会からの要請により、その改善に努める。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（1）当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を定め、これに基づく「コンプライアンス委員会」を年４回開催し、法令等遵守に係る実施状況を検証するほか、法令等遵守に係る行内教育・研修を定期的に開催しております。

（2）当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

（3）当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る各種の規程を整備しており、「リスク管理委員会」は年４回、「ALMに関する常務会」は年14回開催し、信用リスク・市場リスク等のリスク量の把握・管理を行っております。また、「危機管理計画」を定め非常時の業務継続を確保するための体制を整備しております。

なお、内部監査部門は、すべての業務における適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果を報告しております。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員でない取締役７名（うち、社外取締役１名)、監査等委員である取締役５名（うち、社外取締役３名）の計12名の体制としております。また、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、平成29年６月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員は13名（うち、取締役兼務６名）を選任しております。当期は定例を含め17回の取締役会を開催し、重要な事項を決定しております。また、取締役会の委任を受けた、役付取締役及び常務執行役員以上の役職者から構成される「常務会」を原則毎週開催し、効率的な意思決定を図っております。

(5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及び子会社の代表者が出席する会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等の報告を受けております。子会社における業務執行は、「グループ会社運営管理規程」を定め、重要な案件は当行へ報告する体制を整備しております。また、当行の監査等委員が非常勤監査役として子会社の監査役に就任し、取締役会に出席するほか、当行内部監査部門が業務監査、内部統制監査を実施しております。

(6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当行監査等委員会の監査機能強化を図るために、業務執行部門から独立した専任の使用人が監査等委員会の業務を補助しております。

(7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行監査等委員会の業務を補助する専任の使用人は、業務執行部門から独立しており、当行の監査等委員会の指揮命令のみに従っております。

(8) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制

当行監査等委員は、取締役会等の各種重要会議に出席するとともに、子会社の非常勤監査役として、子会社の取締役会に出席しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の書類、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書等を全て閲覧しております。さらに、本部管理部門と、定期的に会合を行っており、行内情報等の共有化を図っております。その他、当行監査等委員会は、子会社監査役との会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等について報告を受けるほか、当行内部監査部門より、営業店及び本部部署、子会社の監査の結果の報告を受けております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」の規程を制定しており、通報や相談をしたことで不利な取扱いを行わないことを明確化し、当行及び子会社の役職員に周知しております。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行の監査等委員会監査等基準規程において、監査等委員はその職務の執行について生ずる費用について、当行から前払又は償還を受けることができるとしております。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査等委員会は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に基づき、定期的に代表取締役等と意見交換会を開催するとともに、当行の会計監査人及び内部監査部門と定期的な連携を図っております。

9. 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。

11. 会計参与に関する事項
該当ありません。

第94期末（平成30年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**72,722**	**預金**	**679,793**
現金	7,932	当座預金	28,150
預け金	64,789	普通預金	354,721
買入金銭債権	**433**	貯蓄預金	4,182
商品有価証券	**146**	通知預金	882
商品国債	100	定期預金	285,480
商品地方債	45	その他の預金	6,375
有価証券	**206,642**	**譲渡性預金**	**13,236**
国債	50,980	**借用金**	**34,000**
地方債	55,155	借入金	34,000
社債	60,725	**外国為替**	**0**
株式	21,429	未払外国為替	0
その他の証券	18,351	**その他負債**	**5,120**
貸出金	**481,169**	未決済為替借	10
割引手形	7,885	未払法人税等	84
手形貸付	55,677	未払費用	247
証書貸付	362,975	前受収益	293
当座貸越	54,630	金融派生商品	3
外国為替	**1,601**	リース債務	208
外国他店預け	1,601	資産除去債務	64
その他資産	**2,965**	その他の負債	4,207
前払費用	24	**退職給付引当金**	**438**
未収収益	418	**偶発損失引当金**	**108**
金融派生商品	4	**繰延税金負債**	**1,517**
その他の資産	2,517	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,175**
有形固定資産	**9,442**	**支払承諾**	**8,915**
建物	2,027	**負債の部合計**	**744,307**
土地	6,255	（純資産の部）	
リース資産	178	**資本金**	**8,000**
その他の有形固定資産	980	**資本剰余金**	**5,759**
無形固定資産	**58**	資本準備金	5,759
ソフトウェア	3	**利益剰余金**	**16,241**
リース資産	19	利益準備金	2,724
その他の無形固定資産	34	その他利益剰余金	13,517
前払年金費用	**411**	別途積立金	7,400
支払承諾見返	**8,915**	繰越利益剰余金	6,117
貸倒引当金	**△ 1,844**	**自己株式**	**△ 364**
		株主資本合計	**29,636**
		その他有価証券評価差額金	**6,314**
		土地再評価差額金	**2,244**
		評価・換算差額等合計	**8,559**
		新株予約権	**161**
		純資産の部合計	**38,357**
資産の部合計	**782,664**	**負債及び純資産の部合計**	**782,664**

第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額
経常収益		**13,834**
資金運用収益	**8,430**	
貸出金利息	6,686	
有価証券利息配当金	1,632	
コールローン利息	0	
預け金利息	108	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	**1,740**	
受入為替手数料	709	
その他の役務収益	1,031	
その他業務収益	**455**	
外国為替売買益	27	
国債等債券売却益	427	
その他経常収益	**3,208**	
貸倒引当金戻入益	21	
株式等売却益	3,004	
その他の経常収益	182	
経常費用		**12,125**
資金調達費用	**216**	
預金利息	199	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
その他の支払利息	12	
役務取引等費用	**1,113**	
支払為替手数料	222	
その他の役務費用	891	
その他業務費用	**1,953**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	1,953	
営業経費	**8,496**	
その他経常費用	**344**	
貸出金償却	11	
株式等売却損	87	
株式等償却	2	
その他の経常費用	243	
経常利益		**1,709**

（単位：百万円）

科目	金額	
特別損失		**73**
固定資産処分損	3	
減損損失	69	
税引前当期純利益		**1,636**
法人税、住民税及び事業税	**297**	
法人税等調整額	**187**	
法人税等合計		**485**
当期純利益		**1,151**

第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	5,242	15,366	△ 395	28,730
当期変動額									
剰余金の配当						△ 304	△ 304		△ 304
当期純利益						1,151	1,151		1,151
自己株式の取得								△ 2	△ 2
自己株式の処分						△ 2	△ 2	32	30
土地再評価差額金の取崩						30	30		30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	875	875	30	906
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	6,117	16,241	△ 364	29,636

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,993	2,275	7,268	148	36,148
当期変動額					
剰余金の配当					△ 304
当期純利益					1,151
自己株式の取得					△ 2
自己株式の処分					30
土地再評価差額金の取崩					30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,321	△ 30	1,290	12	1,303
当期変動額合計	1,321	△ 30	1,290	12	2,209
当期末残高	6,314	2,244	8,559	161	38,357

第94期末（平成30年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	72,747	預金	678,591
買入金銭債権	433	譲渡性預金	12,586
商品有価証券	146	借用金	41,382
有価証券	206,224	外国為替	0
貸出金	478,894	その他負債	6,210
外国為替	1,601	退職給付に係る負債	519
リース債権及びリース投資資産	8,782	役員退職慰労引当金	83
その他資産	7,144	偶発損失引当金	108
有形固定資産	9,670	繰延税金負債	1,525
建物	2,054	再評価に係る繰延税金負債	1,175
土地	6,433	支払承諾	8,915
リース資産	1	負債の部合計	751,100
その他の有形固定資産	1,181	（純資産の部）	
無形固定資産	66	資本金	8,000
ソフトウェア	30	資本剰余金	5,779
その他の無形固定資産	36	利益剰余金	17,637
退職給付に係る資産	475	自己株式	△ 364
繰延税金資産	56	株主資本合計	31,053
支払承諾見返	8,915	その他有価証券評価差額金	6,329
貸倒引当金	△ 2,078	土地再評価差額金	2,244
		退職給付に係る調整累計額	18
		その他の包括利益累計額合計	8,592
		新株予約権	161
		非支配株主持分	2,174
		純資産の部合計	41,981
資産の部合計	793,081	負債及び純資産の部合計	793,081

第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**19,115**
資金運用収益	**8,658**	
貸出金利息	6,679	
有価証券利息配当金	1,632	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	108	
その他の受入利息	238	
役務取引等収益	**1,708**	
その他業務収益	**5,553**	
その他経常収益	**3,194**	
その他の経常収益	3,194	
経常費用		**17,140**
資金調達費用	**232**	
預金利息	199	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	28	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,029**	
その他業務費用	**6,830**	
営業経費	**8,682**	
その他経常費用	**364**	
貸倒引当金繰入額	17	
その他の経常費用	346	
経常利益		**1,974**
特別損失		**73**
固定資産処分損	3	
減損損失	69	
税金等調整前当期純利益		**1,901**
法人税、住民税及び事業税	**393**	
法人税等調整額	**183**	
法人税等合計		**576**
当期純利益		**1,324**
非支配株主に帰属する当期純利益		**98**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,226**

第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,000	5,779	16,687	△ 395	30,072
当期変動額					
剰余金の配当			△ 304		△ 304
親会社株主に帰属する当期純利益			1,226		1,226
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の処分			△ 2	32	30
土地再評価差額金の取崩			30		30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	950	30	981
当期末残高	8,000	5,779	17,637	△ 364	31,053

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,002	2,275	2	7,280	148	2,066	39,567
当期変動額							
剰余金の配当							△ 304
親会社株主に帰属する当期純利益							1,226
自己株式の取得							△ 2
自己株式の処分							30
土地再評価差額金の取崩							30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,327	△ 30	15	1,312	12	108	1,433
当期変動額合計	1,327	△ 30	15	1,312	12	108	2,414
当期末残高	6,329	2,244	18	8,592	161	2,174	41,981

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社　筑邦銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本野正紀　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡部麻子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社　筑邦銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本野正紀　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡部麻子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月８日

株式会社 筑邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 龍 憲一 ㊞

監査等委員 赤松乾次 ㊞

監査等委員 立花洋介 ㊞

監査等委員 神代正道 ㊞

監査等委員 橋田紘一 ㊞

(注) 監査等委員 立花洋介及び神代正道、橋田紘一は会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当行普通株式１株につき25円　総額152,332,650円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成30年６月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当行株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>佐　藤　清一郎
（さ　とう　せいいちろう）
（昭和24年
２月３日生）
重任</td><td>昭和46年４月　日本勧業銀行入行
平成７年５月　第一勧業銀行今治支店長
平成９年４月　同行資金証券部長
平成10年５月　同行証券企画部長
平成11年６月　同行取締役欧州支配人兼ロンドン支店長
平成14年４月　みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括
平成16年４月　みずほ証券代表取締役副社長
平成18年４月　当行顧問就任
平成18年６月　当行取締役副頭取
平成21年４月　当行取締役頭取（代表取締役）
平成29年６月　当行取締役頭取執行役員（代表取締役）
現在に至る</td><td rowspan="2">10,300株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
都市銀行および系列証券会社において、国内営業、国際業務、証券業務の要職を幅広く歴任し、平成18年６月から当行副頭取、平成21年４月より当行代表取締役頭取を務めており、銀行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識や経験を有しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、こうした経験や知見を取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当行株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>石井　智幸
(昭和34年
3月21日生)
重任</td><td>昭和56年４月　当行入行
平成12年５月　当行東合川支店長
平成14年３月　当行大川支店長
平成17年６月　当行二日市支店長
平成19年６月　当行日吉町支店長
平成21年４月　当行福岡支店長
平成21年７月　当行執行役員福岡支店長
平成23年６月　当行取締役福岡支店長
平成24年６月　当行取締役総合企画部長
平成26年６月　当行常務取締役
平成29年６月　当行取締役常務執行役員
現在に至る
(経営管理部、融資部担当)</td><td rowspan="2">2,200株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
昭和56年入行後、東合川支店長、日吉町支店長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成23年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>中野　慎介
(昭和33年
９月15日生)
重任</td><td>昭和56年４月　当行入行
平成12年５月　当行大善寺支店長
平成15年４月　当行吉井支店長
平成18年４月　当行黒崎支店長
平成19年11月　当行鳥栖支店長
平成21年４月　当行日吉町支店長
平成22年７月　当行執行役員人事部長
平成24年６月　当行取締役人事部長
平成26年６月　当行常務取締役
平成29年６月　当行取締役常務執行役員
現在に至る
(監査部、人事部担当)</td><td rowspan="2">2,600株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
昭和56年入行後、鳥栖支店長、日吉町支店長、執行役員人事部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成24年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
4	かわはらだ　みつ　のぶ 川原田　光　展 (昭和34年 11月13日生) 重任	昭和57年４月　第一勧業銀行入行 平成14年７月　みずほ銀行　久留米支店長 平成18年６月　同行　西野田支店長 平成23年４月　当行へ出向（営業推進部付部長） 平成24年６月　当行入行　福岡支店長 平成24年７月　当行執行役員福岡支店長 平成26年６月　当行取締役福岡支店長 平成28年６月　当行常務取締役 平成29年６月　当行取締役常務執行役員営業統括部長 平成30年４月　当行取締役常務執行役員現在に至る (営業統括部、国際部担当)	800株
	《取締役候補者とした理由》 都市銀行においても支店長を務めるなど30年に亘る豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、営業推進部付部長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成26年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
5	執行（しぎょう）謙二（けんじ） (昭和36年3月3日生) 重任	昭和59年４月　日本銀行入行 平成18年10月　同行政策委員会室企画役 平成21年９月　同行総務人事局企画役 平成24年７月　当行入行　営業統括部付部長 平成26年６月　当行総合企画部長 平成26年７月　当行執行役員総合企画部長 平成27年６月　当行取締役総合企画部長 平成29年６月　当行取締役上席執行役員総合企画部長兼総務部長 現在に至る (総務部、総合企画部、事務部、システム部、東京事務所担当)	600株
	《取締役候補者とした理由》 日本銀行において政策委員会室で金融政策決定会合の事務局を務めるなど28年に亘る豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、営業統括部付部長、総合企画部長を歴任し、金融における知識、経験が豊富であり、また、平成27年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
6	鶴久 博幸 (つるく ひろゆき) (昭和38年7月7日生) 重任	昭和61年４月　当行入行 平成20年４月　当行大野支店長 平成23年４月　当行千早支店開設準備委員長 平成23年11月　当行千早支店長 平成26年６月　当行鳥栖支店長 平成27年７月　当行執行役員鳥栖支店長 平成28年６月　当行執行役員福岡支店長 平成29年４月　当行執行役員福岡営業部長 平成29年５月　当行執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長 平成29年６月　当行取締役上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長 平成30年４月　当行取締役上席執行役員営業統括部長 現在に至る	2,000株
	《取締役候補者とした理由》 昭和61年入行後、千早支店長、鳥栖支店長、福岡支店長（平成29年４月に福岡営業部に改組）を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成29年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
7	麻生（あそう） 渡（わたる） (昭和14年5月15日生) 重任　社外	昭和38年４月　通商産業省入省 昭和53年５月　外務省在英国日本大使館参事官（在ロンドン） 平成元年７月　近畿通商産業局長 平成３年６月　通商産業省商務流通審議官 平成４年６月　特許庁長官 平成７年４月　福岡県知事 平成17年２月　全国知事会長 平成23年４月　福岡県知事退任（四期16年） 平成23年４月　全国知事会長退任（三期６年） 平成24年５月　一般財団法人九州地域産業活性化センター会長 平成24年６月　福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長 平成24年６月　一般財団法人九州産業技術センター会長 平成26年６月　当行（社外）取締役現在に至る	0株
	《社外取締役候補者とした理由》 特許庁長官、福岡県知事、各種企業経営等での要職を務めた実績を有しております。こうした豊富な経験や知見を、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、引き続き、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
２．麻生渡氏は社外取締役候補者であります。
３．麻生渡氏は現在当行の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
４．当行は麻生渡氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。
５．当行は麻生渡氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。
６．監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の各候補者について取締役会全体の実効性の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、取締役としての職責と役割を果たしうる適切な人選がなされていると判断していますので、指摘すべき事項はありません。なお、監査等委員以外の取締役の報酬等についても検討を行った結果、当該報酬等は相当であると判断しました。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

監査等委員である取締役全員（５名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	龍（りゅう）　憲一（けんいち） （昭和25年７月23日生） 重任	昭和49年４月　第一勧業銀行入行 平成４年10月　同行辻堂支店長 平成７年４月　同行町田支店長 平成11年10月　同行浜松支店長 平成14年４月　みずほ銀行宝くじ部長 平成16年５月　当行入行　総合企画部付部長 平成17年７月　当行執行役員総合企画部長 平成19年６月　当行取締役本店営業部長 平成21年４月　当行常務取締役 平成26年６月　当行常勤監査役 平成28年６月　当行取締役（常勤監査等委員） 現在に至る	10,110株
	《監査等委員である取締役候補者とした理由》 都市銀行において要職を務めた豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、執行役員総合企画部長、取締役本店営業部長、常務取締役を歴任し、銀行全般の知識、経営の立場での経験が豊富であり、また、平成26年から常勤監査役、平成28年から監査等委員である取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当行株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>赤松乾次（あかまつけんじ）
（昭和29年
5月23日生）
重任</td><td>昭和52年４月　当行入行
平成19年６月　当行事務部長
平成21年７月　当行執行役員事務部長
平成23年４月　当行執行役員システム部長
平成25年６月　当行常勤監査役
平成28年６月　当行取締役（常勤監査等委員）
平成29年６月　当行取締役（監査等委員）
現在に至る</td><td rowspan="2">1,300株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《監査等委員である取締役候補者とした理由》
昭和52年入行後、事務部長、執行役員システム部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成25年から常勤監査役、平成28年から監査等委員である取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>立花洋介（たちばなようすけ）
（昭和28年
９月６日生）
重任　社外</td><td>昭和52年４月　松下電器産業㈱（現在は、パナソニック㈱）入社
昭和56年11月　等松・青木監査法人（現在は、有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和60年８月　公認会計士登録
昭和60年９月　立花公認会計士事務所　設立
平成25年６月　当行（社外）監査役
平成27年10月　税理士法人TACHIBANA代表社員
平成28年６月　当行（社外）取締役（監査等委員）
現在に至る</td><td rowspan="2">0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》
公認会計士としての専門的な会計知識と長年に亘る豊富な実務経験に加え、企業経営を統括する十分な見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を、引き続き、監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当行株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>橋田紘一（はしだこういち）
（昭和17年
9月29日生）
重任　社外</td><td>昭和41年４月　九州電力㈱入社
平成13年６月　九州電力㈱常務取締役
平成19年６月　㈱九電工代表取締役社長
平成25年６月　㈱九電工代表取締役会長
平成26年６月　㈱九電工取締役相談役
平成27年６月　㈱九電工相談役
平成28年６月　当行（社外）取締役（監査等委員）
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》
長年にわたり企業経営に携わってきた経験や幅広い見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を、引き続き、監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>永田見生（ながたけんせい）
（昭和24年
２月８日生）
新任　社外</td><td>昭和52年11月　久留米大学医学部整形外科学　助手
平成10年４月　久留米大学医学部整形外科学　教授
平成12年６月　久留米大学医学部整形外科学　講座主任教授
平成17年４月　久留米大学病院副院長
平成21年４月　久留米大学医学部長
平成24年１月　久留米大学学長
平成24年11月　久留米大学名誉教授
平成29年１月　学校法人久留米大学理事長
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》
長年にわたる医学者としての幅広い学識と経験に加え、地元の大学の経営に携わってきた経験や幅広い見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
２．立花洋介氏、橋田紘一氏および永田見生氏は社外取締役候補者であります。
３．当行は立花洋介氏および橋田紘一氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ております。本議案が承認可決され、立花洋介氏、橋田紘一氏および永田見生氏が監査等委員である取締役として就任した場合には、同氏らを福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
４．当行は、立花洋介氏および橋田紘一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、両氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。また、永田見生氏の選任が承認可決された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
５．立花洋介氏および橋田紘一氏は、現在、当行の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
西村和芳（にしむらかずよし） (昭和22年４月３日生)	昭和52年11月　西村和芳土地家屋調査士事務所代表 昭和54年８月　第一不動産株式会社　代表取締役現在に至る	100株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 不動産からみた経済情勢分析に対する専門的知見に加えて、これまでの豊富な経営コンサルティングの経験を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当行の間で経営顧問契約を締結しております。
なお、西村和芳氏へ支払っている経営顧問料は営業経費の0.02%以下であります。
２．西村和芳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。
３．法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなり、西村和芳氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、西村和芳氏との間で締結しております経営顧問契約を解除する予定であります。
４．西村和芳氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

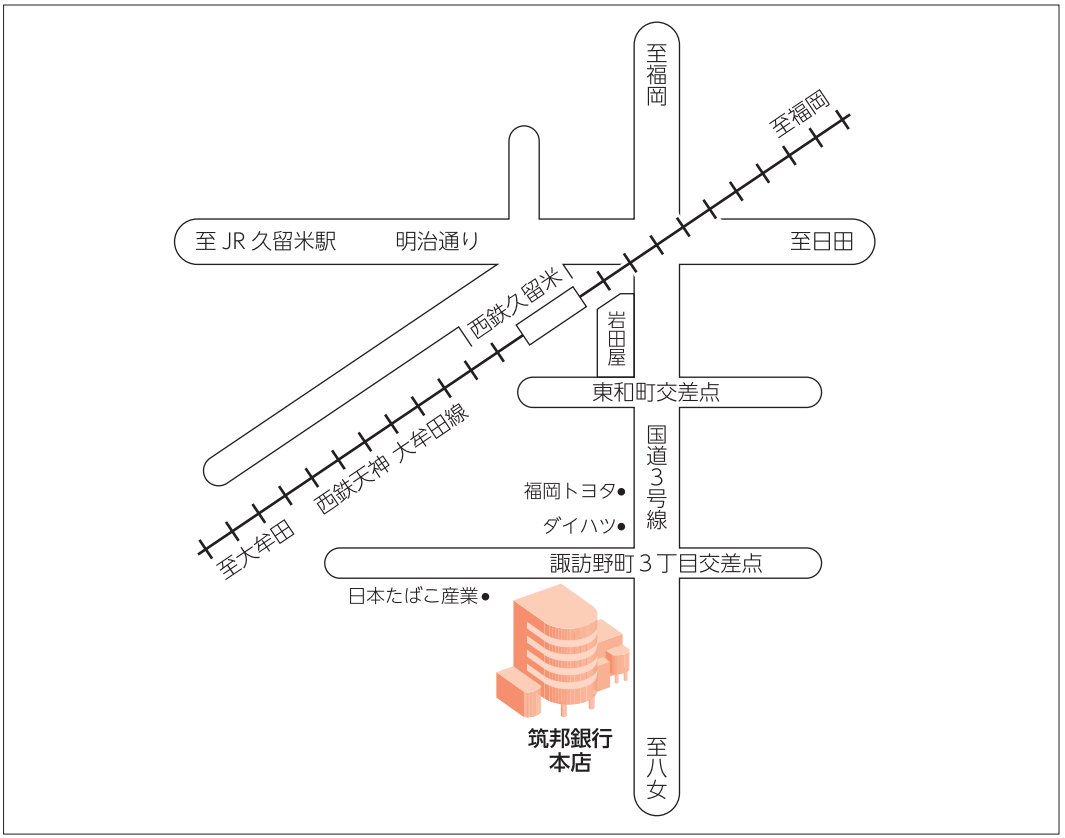
株主総会会場のご案内図

場　所

久留米市諏訪野町2456番地の１
筑邦銀行本店３階大会議室
電話　久留米（0942）32-5331

最寄駅

西鉄久留米駅
下車、徒歩約５分



UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。